



- ◆国際ロータリー会長
ステファニーA.アーチック
- ◆第2660地区ガバナー 大橋 秀典
- ◆クラブテーマ「言葉ではなく行動で」

創立 2000年11月2日
例会日 木曜日 18:30-19:30
例会場 ホテル・アゴーラ大阪守口
事務局 守口市河原町10-5
ホテル・アゴーラ大阪守口5F
TEL06-6995-7440 FAX06-6995-7441
会長 長野 良雄
幹事 水谷 武志
会報担当 クラブ運営委員会
E-mail m-evening@msj.biglobe.ne.jp
http://www.7b.biglobe.ne.jp/~m-eveningrc/

本日例会 2025年 5月10日(土) 第998回

◆移動例会◆

「IM3組

ロータリーEXPOフェスタ」

ホスト：大阪城北RC
会場：松下IMPホール

前回例会 2025年 4月17日(木) 第997回

- 開 会 会 長
- ロータリーソング「それでこそロータリー」
- 幹事報告
 - ①例会休会連絡 4/24(木)細則休会
 - ②事務局閉局連絡 4/21(月)有給休暇取得
 - ③5月の例会開催日
5月10日(土)移動例会(EXPOフェスタ)
5月15日(木)通常例会
5月22日(木)親睦例会(ビアガーデン)
 - ④5月の休会日
5月1日(木)細則休会
5月8日(木)10日の振替休会
5月29日(木)定款休会とな
 - ⑤5月10日(土)移動例会
「ロータリーEXPOフェスタ」開催
会場：松下IMPホール
時間：12:30受付で13:30~16:30
 - ⑥回覧 5月22日親睦食事会出欠確認
会場：アゴーラ6F「ビアガーデン」
- 出席報告(会員総数17名)
4月17日 出席9名 欠席8名 出席率52.94%
メイクアップ報告
3月13日 出席10名 欠席7名 出席率58.82%
(メイクアップ者1名)
- 会長の時間
- 本日のプログラム
担 当：クラブ運営委員会
卓 話：「配偶者居住権」
卓話者：金崎 正明 会員
- 閉 会 会 長
○例会前の会合 次年度理事会
○親睦食事会「マジョリカ」

会長の時間

自信が湧いてくる言葉

○常識の外を見つめる

常識とはつまり、その時代にたくさんの人たちが考えている「当たり前」のことです。そして、その常識は時代ごとによります。そんな変わりゆく時代の中でも変わらないこと。それはいつの時代も成功を手にするのは「非常識だ」と言われてきた人たちである、ということです。

○思うことからすべてが始まる

「もっと高い所に登りたい」と思った人間がはしごを作りました。「空を飛びたい」と思った人間が飛行機を作りました。「この夢を絶対に叶えるんだ」あなたがそう思った時に、その実現に必要な方法が見えてきます。

○大器の条件

多くの人がやっていることに、無理に歩調を合せてはいけません。粗削りでもいい、もっと尖がきましょう。「あいつのやることはいつも訳がわからない」多くの人たちからそう言われるくらいでちょうどいいのです。それが未来の大器の資格です。

INFORMATION

次回例会 2025年5月15日(木) 第999回

担当：社会奉仕委員会 水谷 会員

5月の例会・会議予定



5月 1日(木)細則休会

8日(木)振替休会 (10日の振替休会)

10日(土)移動例会 (EXPOフェスタ)

15日(木)通常例会

21日(水)次年度燦々会 (会長幹事会)

水谷会長エレクト、
元古次年度幹事出席

22日(木)親睦例会 (ビアガーデン)

24日(土)会員増強セミナー

水谷会長エレクト出席

29日(木)定款例会

卓 話

「配偶者居住権」

金崎 正明 会員

○配偶者居住権の概要

被相続人の配偶者（以下「配偶者」といいます。）が相続開始の時に居住していた被相続人の所有建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者にその使用及び収益を認めることを内容とする法定の権利（配偶者居住権）が民法改正により創設され、遺産の分割における選択肢の一つとして、配偶者に配偶者居住権を取得させることができることとされたほか、被相続人が遺贈によっても配偶者に配偶者居住権を取得させることができることとされました。

□配偶者居住権の成立要件

配偶者居住権の成立要件は次のとおりです（民法 1028①）。

- (1) 配偶者が被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に居住していたこと
- (2) 次のいずれかの場合に該当すること
 - ①遺産の分割※1 によって配偶者居住権を取得するものとされた場合
 - ②配偶者居住権が遺贈の目的とされた場合※2.3
- (3) 被相続人が相続開始の時ににおいて居住建物を配偶者以外の者と共有していないこと※4

※1 遺産の分割には、遺産の分割の協議のほか、調停又は審判を含みます。

2 民法第 1028条第 1 項各号に死因贈与に関する規定はありませんが、死因贈与については、民法第 554条により、その性質に反しない限り遺贈に関する規定が準用されることとされており、死因贈与によることも認められるとされています（商事法務「一問一答 新しい相続法—平成 30年民法等（相続法）改正、遺言書保管法の解説」法務省民事局民事法制管理官ほか（2019年3月）より）。

3 遺産の分割の方法の指定である特定財産承継遺言（民法1014②）によって配偶者居住権を取得させることはできません。

4 被相続人が居住建物を配偶者以外の者と共有していた場合には、配偶者居住権を設定することができません。

□配偶者居住権の及ぶ範囲

配偶者居住権は、配偶者がその居住建物の全部について無償で使用及び収益をする権利であることから、配偶者が居住建物の一部しか使用していなかった場合であっても、配偶者居住権の効力は居住建物全部に及ぶ

こととなります（民法1028①）。

つまり、配偶者が従前居住の用に供していた範囲と配偶者居住権の効力が及ぶ範囲とは、必ずしも一致しない場合があります。また、配偶者居住権は、その設定の登記を備えた場合に対抗要件を具備するとされており、建物所有者（被相続人から居住建物を相続により取得した者）は、配偶者に対し、配偶者居住権の設定の登記を備えさせる義務があります（民法1031①②）。ただし、配偶者居住権の設定の登記は、配偶者居住権の成立要件ではありません。

□配偶者居住権の存続期間

配偶者居住権の存続期間は、原則として配偶者の終身の間ですが、遺産の分割の協議若しくは遺言に別段の定めがあるとき、又は家庭裁判所が遺産の分割の審判において別段の定めをしたときは、その定めるところによります（民法1030）。

□配偶者による使用及び収益

配偶者は、従前の用法に従い、善良な管理者の注意をもって、居住建物の使用及び収益をしなければなりません（民法1032①）。ただし、配偶者が従前居住の用に供していなかった部分について、これを居住の用に供することは妨げられないとされています（民法1032①）。また、配偶者居住権は譲渡することはできませんが、居住建物の所有者の承諾を得た場合には、第三者に居住建物の使用又は収益をさせること（第三者の賃貸）ができます（民法 1032②③）。なお、居住建物の所有者は、配偶者との間で配偶者居住権を合意により消滅させた場合であっても、そのことをもって当該第三者（賃借人）に対抗することはできません（民法1036）。

□居住建物の費用の負担

配偶者は、居住建物の通常必要費（固定資産税や通常の修繕費など）を負担する必要があります（民法1034①）。

□居住建物が滅失した場合の配偶者居住権

居住建物が滅失した場合には、配偶者居住権は消滅します（民法1036）。

□配偶者居住権の法的性質

配偶者居住権の法的性質は、賃借権類似の法定の債権であると位置付けられています（商事法務「一問一答 新しい相続法—平成 30年民法等（相続法）改正、遺言書保管法の解説」法務省民事局民事法制管理官ほか（2019年3月）より）。

※国税庁HP「配偶者居住権の概要」より抜粋